

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 || 東京0-158431 労金 || 東京劳金本店No.50234

購読料 || 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

特集 「行革」攻撃とたたかう

■卷頭言 ■

緊迫化する中米情勢 2

新たな局面に突入した国鉄闘争 3

「競争原理」導入をめざす 8
| 臨教審の本質と教育労働者の任務(一) |

資料 学校教育活性化のための七つの提言

(一九八四年三月 世界を考える京都座会)

現実の大衆運動にとびこめ 15

| 第二六一号『巻頭言』を考える |

連載 『資本論』第一巻を読む(一)
第一章第一節(第一—第四パラグラフ)

読者からのおたより

NO. 265

一九八五年五月二一日

(毎月一日・二日・二二日三回発行)
一九八五年五月二一日

旬刊社会通信

■卷頭言■

緊迫化する中米情勢

中米情勢はますます緊迫している。その原因は、レーガンの“経済封鎖”に明らかに、主権国家の内政への干渉、サンディニスタ革命の破壊をめざす米政府の危険な反ニカラグア行動のいっそうのエスカレーションにある。ソモサの残虐な独裁を打倒し、自主的発展と進歩的、民主的改革の道に立ったニカラグア国民にたいして、ワシントンは武器をとった。これは明らさまに、道徳と法の一般に認められた規範に挑戦しておこなわれている。

この独立国の領土内への武装した雇い兵部隊の投入がさかんになった。これらの徒党は CIAが詳細に作成したマニュアルを指針として平和な住民にテロを加え、殺し、新生ニカラグアの經濟に損失を与えていた。

ニカラグアにたいするこの戦争の拠点とされているのが、売国政権が権力を握っているホンジュラス、コスタリカ、エルサルバドルの領土である。米国はこれら諸国を直接の武力挑発へとますます深く引きずり込み、外部勢力の柔順な道具の役割をふりあてている。ソモサ派とその同盟者の武力作戦の準備が強行され、その規模が拡大されている。彼らの行動は直接に米国人によって準備、調整されている。露骨な脅迫に訴えて米国の軍部は中米での自國軍隊の演習をやめていない。領空と領海の侵犯を含めたニカラグアにたいする挑発への米国軍人自身の参加が増えていることも、情勢を悪化させている。

中米問題の力ずくの解決に期待をかけて、米国はこの地域の諸国民の正当な利益を考慮に入れた平和な政治的調整の道の探求を積極的に妨害するやり方に移った。ワシントンはマンサニヨでの米・ニカラグア交渉を一方的に中断し、相互に受け入れ可能な合意の達成に好都合な見通しを開くサンディニスタ政府の建設的提案を拒否した。

これらすべては全世界をいたく憤激させている。米国自体でも不安が高まっている。ここでは人々が、危険な緊張の火元を煽り立てればベトナムにおけるような過去の誤りの繰り返しを招きかねないということを理解し始めている。

こういった条件のもとでレーガンは、国際世論と米国の世論を惑わせ、ニカラグアにたいするワシントンの侵略のこの新たな、一層危険な段階をカムフラージュすることを狙つたごまかしの策動に訴えている。

実際にはこの地域に公正な平和を樹立することを現実に促進できるようなものは何一つ含まない“和平計画”なるものを掲げて、ニカラグアにたいし明らかに受け入れ不可能な要求がつきつけられている。国内体制と平和愛好の对外政策を変更せよ、つまりキュー・バとソ連と断交せよというのである。脅迫にもとづくこの構想全体が、コンタドーラグループの政治的調整をぶちこわすことに向かっている。

帝国主義の押しつけと乱暴な圧力にだんご反対しているニカラグアの公正な政策を、世界の世論は支持している。中米に存在する諸問題の解決の唯一の可能な道は、相応の諸国間の交渉の道である。まさにこれをニカラグアは提案している。実際に民主主義と平和の理想をとどみ、実際に国連憲章の諸原則を認め、守り抜こうとするすべての人々が、この立場を理解し、支持している。

われわれはニカラグアに対する侵略と内政干渉の政策、この国を対象にとらっている國家テロリズムの政策を、だんご拒否する。国際情勢の進展に重大な影響を及ぼす恐れのあるこのような行動には、終止符が打たれなければならない。

新たな局面に突入した国鉄闘争

「首切り三項目」妥結で重大局面に

国労本部は去る四月九日、ついに「首切り三項目」攻撃に屈し、行革の焦点である国鉄闘争は新たな局面を迎えた。逆行革統一闘争の強化をテコに、低迷する総評労働運動と迫力を欠く社会主義政党の活性化をはかるためにそれぞれの持ち場で苦闘する多くの仲間たちに衝撃を与え、逆行革春闘と位置づけた八五春闘にも少なからぬ影響を及ぼした。国労の「三項目」妥結はたんに企業内における戦術的対処として片付けることのできない重大な意味をもつものであり、この「選択」にいたる経過と方針転換に踏み切った過程をみるとかぎり、曲がりなりにも組合民主主義を標榜してきたはずの国労運動を知る者を驚愕させ、国労運動の実態を深く知る者は「ついにやったか」と慨嘆したことだろう。

しかし、職場の組合員一人ひとりにとっては、この事態を招いた自らの力不足を痛感しつつも、指導部の思想的欠陥を嘆き悲しみその態度を批判しているだけではすまされない事態に追い込まれたのである。協定化以降、具体的に職場で表面化している多くの問題に対処し、本部が締結した「首切り三項目協定」そのものの弱点をいかにして克服するのかという新たな困難を背負いながら、組織の動揺とたかわなければならぬのである。職場でますます激化する当局の攻撃と自らの指導部が惹起した誤ちの谷間で、組合員一人ひとりの怒りを正しく組織するための運動が背負わされたのである。

逆に当局は、国鉄の「分割・民営化」に向って大きなハードルを一つ越したことにより、「経営改革のための基本方策」が大きく前進したのである。なぜならば、国鉄当局は「各部門における効率化施策の推進により、昭和六五年度における所要員は一八万八〇〇〇人体制となるが、現在員は現在推進している調整策（首切り三項目）による退職促進の効果を見込み……」（傍点及び（ ）内筆者）と明確に首切り促進を求めていたその思惑通りことは進んだのである。つまり、国鉄当局と国労の組織間で退職促進協定を締結したのである。この「首切り三項目」をめぐる協定化への経過については、本誌四月二一日（二六二）号巻頭言で報告されているので、ここでは重複を避けるが、国鉄労働者にとってはまさに重大な事態を迎えたのである。

職場の怒りと動揺

国労本部はこの「首切り三項目」を協定化した翌日、闘争指令第一二二号を発出して「分割・民営化」と「首切り」阻止、職場の労働組合運動と民主主義を守るために、いっそうの総団結・総反撃の態勢確立を！」（第二六三号参照）と訴えた。このなかで、中央闘争委員会がとってきた態度と経過等が述べられ、その徹底を期して中闘を中心とした本部オルグが実施された。しかし、卒直にいって職場の大衆は本部の「説明」に納得せず、逆に指導部にたいする不信感が増大し、多くの疑問が集中した。その幾つかを記すと――

組合員は語る

一、国鉄再建監理委員会も国鉄当局も、「分割」では一部に意志の食い違いはあるものの、「首切り」実施では一致している。したがって「指名解雇」は必至の情勢である。この実行段階にいたる重大な攻防が「三項目」であつたし、「出向」「一時帰休」そのものが首切りである。組織がそれを認め、あとは個人個人がこれに応じないたかいを強化しろとは何事か。個人一人ひとりが弱いから組合をつくってその団結した力で敵の攻撃を食い止め、改良闘争を組織してきたのではないか?

二、国労が「三項目」を認めたことによって、国労組合員の生活と権利を守るたたかいは大きく後退しただけではない。たたかう多くの労働者や争議団にたいする重大な裏切り行為となり、逆行革・反失業統一闘争の強化をめざす階級的任務を放棄するものである。

三、協定化により当局の攻撃が現実に激化し、ある職場では、サンケイ新聞が報じた国労の妥結記事の切り抜きを当局が業務掲示板にこれ見よがしに掲げ、五〇歳以上の者の退職前提の休職が激増した。同時に、組合に頼る時代ではない、自分の身は自分で守る以外に道はないといった考え方の中間的存在にあつた組合員の間に広がり、学卒者を中心には「派遣」に応じる者が急増している。この事態をどうみるのか?

四、協定化によって失なうものに比べ、得たものは何もない。「雇用安定協約」も今年一月末まで、その先の保障はないし、「特退協定」も四月九日の時点ではすでに辞める者は全て辞めていた。残った者も、ベースアップだけは約束されるとしても、現実に仕事からはずされる攻撃が激しさを増し、根性を据えて残った者を逆に失望させている。

五、協定文の言いまわしや語句の違いはあっても、組合が率先して「実効」をあげることを約束しないだけで、先行妥結した三組合どこが違うのか?「強制・強要はさせない」「しない」と約束したとしても、現に「配転協定」は空文化し、力関係のなかで押しきられている。多量な「過員」を抱え、その解決策すら取り付けることができず、「首切り協定」を妥結した本部の甘さに怒りを覚える。

六、中闇は自ら協定化しても、当局に直接「出向」や「一時帰休」の肩叩きはされないが、現場の組合員は死活の問題となる。協定化に反対した者が攻撃され、賛成した者は何ら直接的な影響を受けないから協定化したのか?等々の疑問や意見が続出した。

これらの指摘は、この間の本部指導の改良主義的傾向に起因する全国統一闘争の不在や、幹部請負主義的な労資協調路線への執着にたいする不満やもどかしさが蓄積し、今回の協定化で一挙に表面化したのではないか。しかも、これらの声は分会長や職場活動家だけではなく、普段あまり集会等で目立たない真面目な組合員の意志が、堰を切ったようにつきからつぎへと述べられた。從来にない異様な雰囲気であった。

活動家たちは

そして分会の活動家といわれる仲間たちからは――

一、大会・中央委員会決定は「白紙撤回」であつたし、明確に「首切り三項目」として認識が統一されていた。それを全国委員長、戦術委員長会議等機関でないところで反古にして、敵の首切り策を「要求」に上げ替え、しかもほとんど前進もないまま妥結した組合民主主義の形骸化。

二、路線転換・方針変更を幹部間の根回しですませ、妥結後にその説明のための全国オルグの逆立ちした機関運営。

三、多くの右翼的労働組合がたどった道を、いま国労が歩みはじめたことへの怒り。

四、中闇の権限をこえた越権行為であり、国労の歴史に重大な汚点を残した責任をどうするのか？

五、幹部間の会議では多数で方針転換に踏み切り、「判断」したが、果して組合員全体の多数意見といえるのか？ 勝手に「判断」し敵と妥協してから開催する臨時全国大会の意義は辺にあるのか？ 本来であれば、臨時全国大会で十分討議をつくし、意見が分れた場合には採決をとるか、あるいは全組合員の一票投票で組織の意志を決定すべきではないのか？ 等々鋭く追及された。

これに対する回答はついに得られず、本部オルグは終わった。

そしていま、職場は新たな困難を自らがつくりだし、敵の嵩にかかった攻撃と敵の手による内部矛盾に動搖が増大している。

もう一度「長期抵抗大衆路線」を考えよう

本部指令も「総團結」を訴えている。しかし、なんのための総團結かが職場では問題になっている。労働組合がいう総團結とは、敵とたたかい、自らの生活と権利を守り、改良のたたかいを通して究極的な勝利をめざすためのものであるはずである。

「やってしまったことは仕方がない。三項目だけに没入せずに『分割・民営化』に重点を移し、これを阻止するために総團結を」という声も聞かれる。あるいは「現在に『出向』や『一時帰休』に応じている者もいる。同時に『就業規則』が改悪され『合法的』に『出向』『一時帰休』が強行される。この事態に応じて可能な限り被害を最少限に止どめ、すでに民間企業では常識化した『派遣』や『レイオフ』に対応し、当局内部でも意見が食い違っている『分割化』への道に歯止めをかけるべきだ」という意見も耳にする。

これらの声は総じて敵の居丈高な攻撃のつづくなかで、当面の戦術的対応のみに目を奪われた改良主義的発想に根ざしているものといわざるを得ない。

いま仕掛けられている「行革」攻撃の本質を企業内視点で安易に受け止め、われわれはどう対応しても休戦状態にはならないことを承知しながら、四月九日に「判断」したことは、戦術的にも大きな誤りである。つまり、改良主義者の労働運動における限界を示したものである。

職場の仲間たちはいま、仕事がない（奪われた）ことにたいする不安が増大している。労働者にとってもとも切実な「雇用不安」に遭遇してどう生活を維持するのか悩み苦しんでいる。そのため、当局に身を寄せ生活の糧を得るべきか、組合を信頼して身を守るべきかその選択を迫られている。当局に頼る場合、全人格的な支配統制は覚悟しなければならないし、当局内部での醜い競争のなかで生き残れるか否かの迷いもある。組合員の一人として頑張るために、眞に仲間同士の人間関係の確立とともに組織への信頼が重大な条件となる。

この間の当局の激しい攻撃のなかで、組合に結集し耐えてきた労働者は確実に強化され

てきた。「マル」生をはるかに上回る敵の攻撃にもかかわらず、精神的に鍛えられてきた。この労働者の進歩を指導部は深く理解していない。当局の方が職場の労働者の実態を正確に把握している。そうでなければ一挙に「希望退職」を提案してきたであろう。そうならば職場の怒りを分断しておくことは不可能になるし、得策ではない。徐々に組合の体力を減退させ、「雇用調整策」を進めることによって経営「危機」を労働者一人ひとりの頭のなかに浸透させ、首切りを経て「分割・民営化」への道を選んだ。電々や専売の場合は逆に、民営化を先行させ、その後に人員削減を実施する（勿論「合理化」も徹底的に進行していたが）方法をとった。

このことは、路線的に階級的労働運動を追求する国労の体質を「改善」しつつ、ジワジワと企業内へとりこむことが得策であると資本の側が考慮したものといえる。だから、いくらわれわれが「三項目」を改良主義的視点で妥協しても、敵の追討ちに拍車をかけることはあっても攻撃の手をゆるめることにはならない。逆に「指名解雇」「活動家ページ」の時期を早めたことになる。

われわれは「三項目」は首切りだという正しい方針で九ヶ月間たたかってきた。それは、首切り攻撃には妥協はないし、「要求」もない、あるのは抵抗と敵の矛盾の暴露である。そのなかで大衆も前進してきたし、活動家も増えてきた。

改良主義の克服

「三項目」妥結という新たな事態に直面し、国労は臨時全国大会を開催してその信を問いか、「分割・民営化」をはじめとする国鉄「行革」最終段階的局面を迎える総團結を固めることにしている。

この臨時全国大会は、国鉄闘争の重大な分岐点となる可能性が強い。敵も注目しているであろうし、今後の階級情勢に一定の影響を及ぼすことは間違いない。軽々に対処方針を論ずることはできない。たたかう国鉄労働者にとって生涯に一度か二度遭遇する正念場の大会であることは間違いない。

その意味では、いかに大衆に依拠し、軽視されがちな大衆路線をつき出すかが問われている。敵とのたたかいを強化し、国労の階級闘争の前進を最大の課題に据えなければならない。「首切り反対」こそ実践課題として大衆化できることを再確認し、国鉄闘争が社会問題化し政治闘争として高揚させ得るか否かがポイントとなる。そのためには単なる「政策闘争」や「雇用安定協会」の維持ではすまされない。

大会に臨むにあたって私たちは――

「自由主義的ブルジョワジーは、一方の手では改良をあたえながら、他方の手で、つねにそれを取りあげて無効にしてしまい、労働者の隸属化のため、勤労者の賃金奴隸制を永続させるために、改良を利用する。だから、改良主義は、それがまったく誠実なものであるときさえ、実際にはブルジョワジーが労働者を堕落させ無力にする道具に転化するのである。あらゆる国の経験は、労働者が、改良主義者を信頼すると、つねにばかりにされてきたことをしめしている。これと反対に、労働者がマルクスの学説を身につければ、すなわち、資本の支配が存続するかぎり賃金奴隸の避けられないことを理解

していれば、彼らは、どんなブルジョア的な改良にもだまされないだろう。資本主義が存続するばあいには、改良は恒久的なものでも重大なものでもありえないことを理解している労働者は、改善のためにたたかい、その改善を賃金奴隸制にたいするいっそうねばりづよい闘争をつづけるために利用している。改良主義者は、施し物で労働者を分裂させ、だまし、彼らをその階級闘争からそらさせようとつとめている。改良主義がいつわりであることを自覚した労働者は、自己の階級闘争の発展と拡大のために改良を利用する。

労働者にたいする改良主義者の影響が強ければ強いほど、労働者はますます無力であり、ますますブルジョワジーに従属し、ブルジョワジーはますます容易にいろいろ奸計をもちいて改良を無効にしてしまう。労働運動が自主的で奥深く、その目標が広範であればあるほど、改良主義の狭さから解放されていればいるほど、ますます労働者は個々の改善をかため利用することができる」（大月書店、レーニン全集第一九巻「マルクス主義と改良主義」）。

の真実を想起しなければなるまい。「三項目」妥結の誤りを、たんに指摘するだけでなく、国労綱領のさし示す路線を堅持するため、分岐点に立つ国鉄闘争の強化をめざして最善の道を力の限り追求することが問われている。

いずれにしても、大衆闘争・大衆討議がないままに、しかも、大衆とかけ離れたところで「協定化」されてしまったこの事実は、けっして職場の納得は得られない。このままでは、国労運動に未来はない。指導部に信頼が集中していない現状（自ら放棄した）をどうすべきか。階級的労働運動をめざすわれわれの任務は重い。

（S）

◆ 読者からのおたより ◆

五月一日はメーデーです。その日は先生の「百日祭だ」と思いますが、貴兄の手をわざらわしますが、先生の御靈前にお花を供えていただければ先生もお喜びくださると思います。また拙宅では、先生の御遺影に「ぜんざい」をお供えするようにしています。先生が私宅に（長崎にいた頃）お泊りになれば、毎日のように「ぜんざい」がありました。そして「ビフテキ」、冬は「カンコロ餅」でした。今でも先生の御遺影を拝みますと、長崎にいた頃がなつかしく思いだされます。

（宮崎・K）

たいへん御苦勞さまです。いつも「社会通信」は欠かさず読んでいますが、第二六二号（四月二一日）はとくに今後のたたかいの展望をしつかり示しており、大きな自信と確信を与えてくれました。これからも苦しいたたかいを余儀なくされると思いますが、ぼくもがんばります。これからも「社会通信」に期待しています。がんばって下さい。（水戸・H）

「競争原理」導入をめざす

— 臨教審の本質と教育労働者の任務 —

一、今年最大の課題——国鉄と教育

臨時教育審議会（臨教審、岡本道雄会長・委員二五名）は、これまでの第一～第四部会討議をふまえ四月二十四日に「審議経過の概要（その二）」を発表。五月下旬には東京と関西で地方公聴会を開くなど、各方面の意見を聞き、六月下旬に第一次答申を中曾根首相に提出する。

古い言葉を借りれば教育は、「国家百年の大計」といわれるものである。臨教審の内部討論が、これまでの各種審議会のような当局のお仕着せ、事務局まかせの審議ではなく、月に五、六回の急ピッチの論議を展開しているという事実を認めるにしろ、その発足（四年九月）から第一次答申まで八カ月というのは異常である。

それに証がある。中曾根が急がせているのである。一月六日、新春恒例の伊勢神宮参拝後の記者会見で、今年の内政課題としてとくに国鉄と教育改革の一につをあげ、「いよいよ国鉄改革の問題が大きい課題になる。国鉄再建監理委員長の答申が夏の始めごろに出るので、党や国民の意見を聞いて国鉄改革の方法を決めたい。もう一つの教育改革は、母と子のための改革が主眼であり、受験制度、偏差値、落ちこぼれ、などの問題を一举に直していきたい。臨教審に勇断を振るってやってもらい、中間答申を早目に出していただければ、隨時実行していく」に端を発している。

第二臨調の最大の課題（ヤマ場）である国鉄の分割・民営化、「戦後教育の総決算」を担う教育臨調、そして、「国の歩みを変える」ための行財改革の最後の課題＝地方行革を成しとげれば、中曾根の政治手腕のみならず日本独占資本体制はそれなりの体制維持を正面とりつくることができる。

この体制維持の諸方策は、他方では労働戦線の右翼再編として、さらに社、公、民の体制内化攻勢、とりわけ、社会党からの社会主義思想の放棄とも表裏一体の関係で同時進行していることは改めて言うまでもない。

さて、臨教審の動向を報告する前に、独占の労務対策部、日経連の「教育問題」観を見てみよう。日経連の『労働問題研究委員会報告』（八五年度版）は、「今日までわが国を支えてきたハンギリー精神、厳格な家庭のしつけが消えうせつてある」と問題視している。後でのべるが、臨教審はこの指摘をうけて道徳教育、規範教育重視を主張しているし、財界の調査研究機関である日本経済調査協議会の教育改革提言もこの点を強調している。

さらに『労問研報告』は、高等教育について「特に人文社会系はレジャーランド化して、国公費の無駄遣いが行なわれていると指摘されている」とし、「東南アジアの政治家が『日本人はよく働く。わが国の子女を日本の大学で学ばせたい』と持ちかけたのに対し、わが国の大学教授は『それは日本の企業が教えているのである。大学に留学されても無意』と答えた——とエピソードを紹介している」。

これは何を言わんとしているのか。「教育の自由化」の背景にある公費抑制政策、つまり、公教育費総額の抑制にはかならない。また、こうものべている。「教育改革が政治的日程にのぼっている今日だが、偏向した教科書の存在、教師は聖職ではなく、一介の労働者に過ぎぬという一部教師団体の主張等と、学校教育の改革の中で論議されなければならない問題はあまりにも数多い」と。この教師批判も臨教審の中でさらに具体化されようとしている。

このように、独占の拠点＝日経連の主張は実に見事に臨教審議結果に反映されようとしている。

二 「教育の自由化」論の意味するもの

さてこの間、臨教審は「教育の自由化」をめぐって議論が重ねられてきた。この議論は審議の結果として「自由化」にかえて「個性主義」とすることで一応妥協がはかられた形となつたが、「私の『自由化』は『個性主義』の中にすべて含まれている」（香山健一・第一部会長代理＝中曾根ブレーンの一人）の発言のように、けっしてこの問題が決着したわけではない。

それではいったい「教育の自由化」とはなんのことか。そしてまた、「自由化」という言葉がそれなりに新鮮な響きを与えたのはなぜなのか。

現在の教育をめぐる状況は余りにも閉塞的であり自由がない。いま学校は、管理の強化によって自由な雰囲気が奪われ、そのためこども、青年と教職員が活気をうしないがちである。学校に人間的な暖かみがなくなつてきている。「個性の尊重」「自主的精神」など教育における自由は「教育の機会均等」とともに、戦後教育改革の基本的理念であった。しかし現在、「教育の自由」は大きくゆがめられている。

それだけではない。教師には自分が使う教科書を選ぶ自由もないし、教育内容は学習指導要綱が法的拘束性を持つとされ、教師の創意工夫は極めて阻害されている。こどもたちは規則づくめでしばられ、偏差値でこどもたちは人格まで評価される。父母、住民は教育委員を選ぶ自由も奪われている。したがって、自由でみずみずしい教育を望むのは父母、国民共通の気持だろうし、学校現場で教育に責任をもつ教師、そして何よりも教育を受けるこども、青年たちであるにちがいない。

「最近、戦後教育に対して『画一化』『硬直化』『閉鎖的』だとか、また、『平等がゆき過ぎている』など一部からの批判が行なわれているが、今日の事態を生みだした眞の要因が何であるかを具体的に明らかにすることこそ重要である」と日教組が主張するのは至極当然である。そしてまた「学校とこども、青年、教職員から教育の自由が奪われ、重苦しい学校画一的管理教育、偏差値重視の学校教育がつくりだされたのは、まさに教育行政の中央集権化と国家の教育内容の支配統制強化」と日教組が指摘する通りなのである。しかし、臨教審で審議されている「自由化」とは、こうした指摘とは一八〇度違っている。

香山健一はこう主張する。「教育の自由化に一番反発するのは、画一主義教育の体質をもつた人たちですね。そこで、改革にともなう犠牲や過渡期の一時的混乱をクローズアッ

まして、不安感を煽るように仕向けてきたのでしよう。……しかし、自由化論議を提起したこと、教育界の画一主義の根深さがわかったのは予想通りのこととは言え、大きな成果だったと思います。最初から『これからは個性主義が大事です』と言っていたら、『そうですね』というだけで終っていたでしょう」「臨教審の内外で活発な論議が行なわれたことで画一主義から個性主義への転換の意義が重みをもって教育界の方々に受け止められたのではないでしょうか」と。

そしてまた、「教育の自由化」の本意について、「明治維新以来百年、日本は欧米工業先進国に追いつき追いこせということで、個性をかえりみる余裕がなかった。文部省の言うように、「団体駆け足行進が一番能率がいい」時代だった訳です。過去百年間の追いつき型近代化時代においては「団体駆け足行進」のプラスの方がマイナスを上回っていたということです。しかし、これから先も画一主義でいったら、日本は駄目になる。そろそろやり方を転換するべきなんです」とものべている。

こうした結論として、「画一主義の教育なんてこどもたちにしてみれば、退屈で生氣のない窮屈なものに感じるんでしょう。だから、落ちこぼれの子供は学校がつまらないし、できる子供も塾へ行った方が能力別でどんどん進めるもんだから、学校がつまらくなってしまう。これでは、学校は退廃する。今日の教育の最も重要な原因是、画一主義教育の行き過ぎにあるということです。教育改革は戦後の総決算というより、近代の学校制度の総決算ともいえる」と断定している。

「私たちは、『大胆かつ最新の改革』という言い方をしていますが、臨教審に与えられた三年間で大きなカーブをゆっくりと切っておいて、そのあと十年、二〇年という長い時間を受け、近代を越える方向で二一世紀のための教育を準備していくことになる」と長期戦略を描いてみせている（『現代』四月号／論議を呼んだ「教育自由化」）。

香山たち「教育の自由化」論者の主張は、つまりところ、能力主義と競争原理をこれまで以上に教育の場に導入すること、そのことによってしか「画一主義」の弊害をとり除き、教育の活性化を実現することはできない——ということになるだろう。

昨年三月、世界を考える京都座会（松下幸之助座長）は「学校教育活性化のための七つの提言」（資料参照）を出した。ここでは、①学校の設立を容易にして、多様化すること、②通学区域制限を大幅に緩和すること、③意欲ある人を先生にすること、④学年制や教育内容、教育方法を弹性化すること、⑤現行の学制を再検討すること、⑥偏差値重視を是正すること、⑦規範（注＝道徳）教育を徹底すること——が提案された。この提言と「自由化論」者に共通する教育の自由化とは、①学校の設立基準を大幅に緩和すること、②通学区域の制限を撤廃する——の二点である。

こうした意見に対し、前記①項については、近代学校教育制度、ひいては公教育（国や自治体の責任で行なわれる教育）の根幹にかかる暴論、そしてまた、②については、特定の学校に希望者が集中し、その結果小学校から選抜が行なわれることになると批判がまきおこったのは言うまでもない。

中曾根ブレーンや京都座会のメンバーが新自由主義のイデオロギーで固められていることから、臨教審第一部会を中心としたこのイデオロギーが強く押し出されることは必至だろう。

この基調は基本的には臨調行革のものと同一である。それは先にも指摘した通り、ひと口でいって、教育への競争原理の導入であって、教育の民営化であるといってよい。

それでは、教育の民営化とは何か。自由化論者は公的なものイコール非能率という発想基盤があり、「教育の分野における公共部内中心の固定観念をり、教育の領域にも民間の教育産業の活力の積極的参加をはかるるよう制度の解放と自由化を進めることが極めて重要」（中曾根ブレーン会議文書）、「民間による学校を中心とした教育に逐次移行させていくべき」（前掲七つの提言）ということになる。

教育市場を民間に解放し、公教育を縮小し、国の財政負担を国民に転嫁する、このことが「自由化」のねらいである。事実、香山は、「私は国が無償で行なう義務教育部分には、ミニマムを考えたい」とのべている。

三、「競争原理で勤評を」主張する財界

臨教審第三部会長・有田一寿は、『朝日新聞』インタビューに答えて、「教育は結局、教師の資質にかかっている。教師の養成、採用、研修の各段階をより厳格にする必要があるが、とくに研修を充実させたい」「長期の研修制度、たとえば半年から一年の有期研修の導入を真剣に検討したい」と研修による教育労働者支配を企図している。

この動向は独占のねらいでもある。三月二十五日に財界の調査研究機関である日本経済調査協議会の、二二世紀に向けて教育を考える」と題する教育改革提言にも盛られている。

ここでは、家庭や企業などの意識改革を強調する一方、学校教育について「正しい意味での競争（？）」が必要とのべ、これに基づき、「教師社会にも競争原理」を働かせるべきだとして、勤務評定を機能させるよう提案している。「教師間の競争が極めて不完全なことが、多様なニーズに対応し得ない教育の画一化、保守化、硬直化をもたらし、ひいては多様でユニークな能力の発見や創造性の開発を妨げてきたといえよう。教師の世界に競争原理が働くなければ、今後、優秀な教師を確保することも困難になる」と断定している。

以上、四月二十四日に発表される臨教審の「審議の経過概要」（その二）にいたるまでの臨教審の動向を概観してきた。次回以降、さらに臨教審の狙うものと、具体的提案についての批判、分析をおこなうことにしてみたい。

(K)

資料 学校教育活性化のための七つの提言

（一九八四年三月 世界を考える京都座会）

座長・松下幸之助／天谷直弘／飯田経夫／石井威望／牛尾治朗／加藤 寛／高坂正堯
／斎藤精一郎／堺屋太一／広中平祐／山本七平／渡部昇一／事務局長・江口克彦

教育の在り方について、今日ほどお互いに真剣に考えてみなければならぬときはないと思います。それは、青少年非行の増加や校内暴力の多発、受験地獄や落ちこぼれなどといった表面的な理由からだけではありません。

たしかに日本はみごとに工業化社会を達成し、そのために果した今日までの教育の役割は高く評価されます。しかしこの成功の反面、画一的な学校制度の枠内で、单一の目的のみを追求する教育に対する反省が、次第に高まってきたことは否定できません。事実、近く「二十一世紀は、情報化の進展を基礎とした、高度な知識と技術が集約された社会、そして多様化された社会になります。」そうした社会では、豊かな情操と、人と人との触れ合いが一層求められていくでしょう。また我が国国民が、国際社会で活発に活躍することにもなるでしょう。二十一世紀の社会を展望するとき、「私たちは今、その新しい時代に即応し得る新しい教育を創り出す、すなわち現在の教育を、次代にふさわしい教育に変革すること」に、総力をあげて取り組まなければなりません。

しかしながらわれわれは、現実からかけ離れた単なる理想的改革案を述べることは、意味のないことだと考えますし、また同時に、劇的かつ急激な変化だけを求めるものではありません。今までの教育の成功した面を十分に考慮しながら、あくまでも改革可能な、しかしその可能性の限界ぎりぎりまでの提言を、ここでは初等・中等教育に絞って試みてみたいと思います。それでは、どのような改革をすべきでしょうか。

二十一世紀の社会に適応し得る教育、それはあらゆる教育の場において、公正な競争原理が機能するものでなければなりません。超高度な技術、そして多様化された社会は、多様かつ優れた人材の輩出を要求するでしょう。そのためには、学ぶことに意欲のもてる学校をつくること、すなわち生徒同士の競争ばかりではなく、先生同士にも、よりよい教育を求めざして、自由に競争できるような条件をつくり出し、よき教育が普及し、悪しき教育被淘汰されるようにすることが大切です。正しい競争のないところに、成長も発展もありません。正しい競争から逃避し、意欲を欠いた先生のもとでは、子どもたち一人ひとりの個性に即した教育が出来るはずはないと思います。

教育は、でき得る限り公的機関からの、束縛や指導を排除し、教育の独立を基本とした自由な状況のもとで行われることが望ましいと思います。とりわけ、教育制度は、さまざまに制限を可能な限り撤廃、もしくは緩和すべきでしょう。確実にいえることは、現在の画一的教材、しかも画一的かつ固定的な学校制度のもとでは必然、单一の目的のみを追求する教育とならざるを得ないということです。それでは、子どもたちの意欲と希望を満たすことは困難です。少なからざる子どもたちが心のゆとりを失い、結局は落ちこぼれるということになるでしょう。こうしたことを見てみると、この際六・三・三制の区切り方にこだわらず、固定的でない、自由で弾力性ある新しい学校制度を試みる必要があると思います。

さらによくまた学校を卒業していく中でも、進学資格や職業資格が取得できる仕組みを整備することが大切だと思われます。初等教育の段階で基礎的な学力さえ身につければ、子どもたちがどういう教育の道を歩むかについては、できるだけ自由にし、ある者は専門の興味を深め、またある者は新たな道に向かってやり直しがきくように、教育制度を弾力化することが必要でしょう。独学で、あるいは私塾で学んで途中から大学にいくことができる、社会人となつてからまた勉強することもできる、といった多様な選択を可能にすることが望ましいのです。

入学者の選抜もまた、自由にすべきでしょう。現行の選抜では、画一的な人間を生み出

すばかりで、多様化のすすむ二十一世紀の社会に適応し得る人材を育てることは不可能です。選抜方法をもつと多様化する工夫が求められているのではないでしょう。

学校の設立も、自由の度合いを大幅に広げて、民間による学校を中心とした教育に逐次移行させていくべきでしょう。そして、教育の場としての学校相互に、よりよい教育をめざして競争をさせなければなりません。こうした競争があつてこそ、学校は質的に向上し、充実したものになっていきます。

幕末から明治維新へという大変革の時代、広く地方に勃興した私塾が、次代を切り拓く教育の、大きなうねりを創りだしたことを探い起きて下さい。それは新時代の到来を自覚した一人ひとりからほとばしりでた改革への息吹であったのです。今、明治維新に劣らぬ変革の時代に、民間による多様な学校が自由に設立され、学校選択の幅が拡げられることによって、子どもたちに魅力のある、学ぶことに意欲のもてる学校をつくりださなければならないのです。

新しい学校は、それぞれ独自の教育方針と教育内容を創り出し、実行する責任と努力を問われることになります。そうしたなかで、社会人としての共通の規範を身につけさせる規範教育は、もうひとつ重要な課題といえます。これを道德教育のおしつけと反対する人がいるかもしれません、人間としてふるまつための規範、あるいはその社会を維持し発展させるのに欠くことのできない規範。そうした規範を子どもたちに信念をもって教育することは、二十一世紀の社会を子どもたち自身が、幸せに生きていく道でもあります。もちろんこうした規範教育は、家庭、地域、職場等、あらゆる場所で、とりわけ家庭で行わなければなりません。もともと教育は、家庭から出発すべきものなのです。家庭こそ子どもたちの人間教育の本来の場であるといえましょう。しかし学校もまた、家庭と協力して、子どもたちの人間教育、規範を身につけさせる場としての、責任の一端を担っていると思います。

教育とは、子どもたち一人ひとりを、それぞれのもてる能力が十二分に發揮できるよう、育てることであるといえるでしょう。それは、自由で、正しい競争原理が機能する、多様な個性ある教育あつてはじめて、可能であるということです。二十一世紀は、すでに私たちの視界のなかに入っています。現行の教育を二十一世紀に向うにふさわしい教育に改革するよう、今、私たち国民一人ひとりは、真剣に考えなければならぬと思います。

◇ 学校教育活性化のための七つの提言

一、学校の設立を容易にして、多様化すること 学校設立への規制や指導を緩和し、教育に志のある者はだれでも自由に学校を設立できるようにし、学校の種類を多様化すべきです。画一的な学校のみではなく、教育理念に燃えた人によって設立される、個性的、特色ある教育内容をもった学校の存在があつてはじめて、子どもたちの千差万別、それぞれのもつ個性を育むことが可能になるでしょう。

二、通学区域制限を大幅に緩和すること 現在あるすべての通学区域の制限を大幅に緩和し、子どもたちが行きたい学校で勉強できる学校選択の自由を広げるべきです。通学区域は、教育の機会均等、平等の視点から行政の義務としてはじまつたもので、それはそれなりに今まで意味がなかつたわけではありません。しかし、それがほぼ達成された現段階では、

学ぶ側の学校選択の自由を確保する措置が必要となりつつあるのではないでしょか。

三、意欲ある人を先生にすること 現行の教員免許制度を改めて、適性と能力、そして意欲ある人なら、たとえ一般社会人でも隨時、常勤または非常勤の教職に就きうるようになります。そして一旦教員になった人々に対しても、さまざまな形での研修を充実強化し、場合によっては再選抜制、あるいは任期制の導入も考えてみる必要があるでしょう。

四、学年制や教育内容、教育方針を弾力化すること 子どもたちの一人ひとりのもてる能力は、さまざまです。それぞれの子どもにあった教育を行うためには、固定的な学年制を弾力化すべきです。子どもの学力に応じて、飛び級制度があつてもいいと思いますし、義務教育といえども留年制度があつてもいいと思います。さらに、すぐれた才能を重点的に伸ばすような、特定科目だけの進級制度も考えていいと思います。また、教育内容やその方法も、ひとつの枠にこだわらず、学校設置者、すなわち国、地方自治体、法人、個人を問わず、自由に決定できるようにすべきでしょう。とはいって、言語や数量などの共通知識と能力の程度については、年齢段階ごとに決め、標準学力認定制度を設け、国民としての最低教育水準を維持する必要はあります。

五、現行の学制を再検討すること 現行の六・三・三制という区切り方には、それなりの意味がありますから、一概に否定すべきではないと思いますが、しかし、世の中に唯一絶対の学校制度などはありません。たとえば六・四制でも六・六制でも、あるいは五・四制でも、設置者が自由に選択できるようにすべきです。さらには、前項の標準学力認定に合格すれば、学校を経なくともよいようにすべきです。

六、偏差値偏重を是正すること 偏差値を偏重した進学指導をすべきではありません。学校選択はあくまでも学ぶ側に委ねて、学校はその子どもの適性を考えた進路指導を行るべきでしょう。そしていすれの学校も、それぞれの特色に応じて選抜制度を決定出来るようになります。したがって、入試方法も各学校で、自由に決められるということになります。なかには学校からの評価以外の文化・芸術・スポーツ・社会等の学外活動における評価や自己評価などの多様な方式を併用するところもあつていいでしょう。

七、規範教育を徹底すること 人が人であるための共通の規範があります。また人が社会人として生きていくための共通の規範があります。たとえば一、自分自身の言動に責任を負う责任感 一、他人の気持ちを思う心の優しさ 一、法を守り、ルールを尊ぶ公平な気持ち これらは、社会を維持し、発展させるために欠くことのできないものなのです。また、規範というものは、権力や強制によって身につけさせられるものではありません。なぜそうでなければならないのか、グループの場で納得、体得されることが必要です。むろん、このような規範の修得は本来、家庭や社会での教育としてなされるべきでしょうが、学校においてもその充分なる対応がなされるべきだと思います。

こうした教育内容をすすめるにあたっては、つねに二十一世紀に生きる、次代の子どもたちの幸せを第一に考えていかなければならないでしょう。そして、お互いにこの原点に立脚しつつ、改革が過度になり過ぎず、人間としての良識の範囲を越えないよう、配慮したいものだと思います。

現実の大衆運動にとびこめ

— 第二六八一号 “卷頭言” を考える —

困難な情勢の中で、『この人が』と思う幹部・活動家までもが「何をやつたらいいかわからない」と、あいさつがわりにまで言う今日この頃です。そんな中で、貴紙二六一号の卷頭言「社会党大会の教訓と国鉄闘争」は適確なきわめて時宜をえたものと思います。一般論として党や総評の右傾化をなげいたり、批判する文章はたくさんあっても、『党原対協の組織と運営に学べ』との提起は具体的な力をつくるものとしては初めてのものであり、大いに注目される必要のあるものです。それは、独占による行革攻撃が全面展開されざるほど、派閥や党派の別なく生活をおそい、「現実」主義¹右傾化を許さなくなっているからです。独占の当初の意図とはまったく裏腹に……。

四月一九日に京都で開催された社会党全国農対ブロック会議（全国五ヶ所で開いた）は、きわめて注目すべき議論となりました。それは、NHKで社会党の中期経済政策にふれ、米について自由化せざるをえないと「政策」で述べているとの報道があったことへの、質問に端を発してです。山口農漁民局長は質問・意見にこたえ、「原発と農業食糧問題で社会党が一番硬直的だ」ということで、マスコミに集中攻撃を受けています。マスコミ報道は事実無根だ。中期経済政策で重点一〇項目の課題設定はしたが、中味はまだ論議していないのだから。ただし、その報道直後の中執で私から政審会長に注文し、クギをさした。しかし、党内にはああいう意見の人もいるかもしれない。そのつど厳重注意する。お互いに注意し、党内闘争をせねばならない。この前の全国大会に報告する結論のまとめに、確かに指摘される点はあった。それは平和経済計画会議の学者連中に作業させたからだ。問題点は原発と食糧、なかでも食糧問題にあった。後者については私がのりこみ、席をケッたり今までして直させたが、原発ではそれができず大会であんなった」と。「今後とも党の正しい農業政策を出してもらうために奮闘していくだこう」との座長集約は、日頃農村の中で自民党政農政に対決し、党建設に奮闘する全参加者の意志であったと思います。

そして京都の参加者からは、「原発では大会であれだけの議論になつたが、食糧問題であれだけ頑張れるか」との意見が出され、農村党员協の拡大強化と“食糧国民会議”的提起を受けとめ、組織化を進めようと意志統一されました。京都では懸案であった“労農会議”の結成を今秋にすべく、着々と準備を進めています。

矛盾のあらわれは、原発や米だけではありません。独占の下請となつている中小企業では、無茶な下請単価を押しつけられ、そこに働く労働者の“格差問題”は、(金)の流行語を待つまでもなく、今や社会的問題となっています。総評は“中小闘争対策本部”を設置し、「対策本部が終結宣言をするまでは春闘を流れ解散にさせない」「春闘だけでなく、恒常的な組織にする」と、吉岡全港湾委員長が本部長として陣頭指揮をとつておられます。京都国民春闘共闘会議では、これを積極的なものとして前向きにとらえ、三月二〇日に吉岡本部長を迎える大衆集会を開催しました。翌二一日には、京都労研センター春闘討論集会として、中央労研センター代表幹事の吉岡氏より問題提起を受け、交流を深めあいました。「党・総評の階級的強化」とだけ、無味乾燥な学校の教科書読みのようくり返したり、現実の党・総評の運動を冷ややかに評論するだけでは、力は生まれません。現実の大衆運動にとびこみ、組織づくりを具体的に進めていくことです。そして全国的に連絡をとりあうことです。頑強に敏感に適確に、全体の方針に押しあげていくことです。それが来るべき決戦——『道』の廃棄と総評解体——に向かって、抜きさしがたい“物質的な力”に発展するでしょう。三・六向坂先生中央追悼集会での岩井章さんの言葉が、印象に残っています。「先生が教えてくれた理論を現在の労働運動の一歩前進のためにいかに具体化するか」。これこそ焦眉の課題といえます。

『資本論』第一巻を読む 連載1

商品の分析から『資本論』ははじまる

(神津朝夫)

マルクスは『資本論』第一版序文のなかで「経済的諸形態の分析では、顕微鏡も化学的試薬も用いるわけにはいかぬ。抽象力なるものがこの両者に代わらなければならぬ。しかしながらブルジョア社会にとつては、労働生産物の商品形態または商品の価値形態は、経済の細胞形態である。素養のない人にとっては、その分析はいたずらに小理屈をもてあそぶよう見えるかもしれない。事実上、このばあい問題のかかわるところは細密を極めている。しかし、それは、ただ顕微鏡的な解剖で取扱われる問題が同様に細密を極めるのと少しもちがつたところはない」(岩波文庫、一二二頁)と書いている。『資本論』を読みはじめる人にとって、第一章はたしかに難しい。しかし、読んでいけば必ずわかることが本来書いてあるのだから、一行一行、これからじっくりと読んでいくことにしよう。

第一章 第一節商品の二要素 使用価値と価値

(価値実体、価値の大きさ)

〔1〕「資本主義」とよばれる生産様式が支配している社会において、富すなわち食糧、衣料といった日常消費物資をはじめとするあらゆる生産物が価格のついたもの、つまり商品のかたちをとつて、その膨大な量として現れ、したがつて個々の商品はこの富の構成要素ないし単位となつてゐる。したがつて『資本論』の叙述は商品の分析からはじまる。

この文中で案外見過してしまいがちなのは「富」という言葉の意味である。日常生活において人々がこの言葉から想像するものは金もちのもの、財産だとかぜいたく品ではないだろうか。しかしマルクスがここで言つてゐる意味は異なつてゐる。実は昔の重商主義とよばれる経済学者たちも、輸出をふやし輸入を減らしてイギリスにある金をふやすことをが国を富ませることだと考へた。ところが経済学の父といわれるアダム・スミスはそれがまちがつてゐることに気がついた。

アダム・スミスの若い時のエピソードを紹介しよう。彼はイギリス北部のスコットランドの出身であったが、オックスフォード大学で学ぶため馬車に乗つて故郷を立つた。国境をこえてイングランドに入った瞬間から、彼はこの国が富んでゐるのに驚嘆した。スコットランドの首都エジンバラの城内には立派な王冠と宝剣があり、多くの豪華な調度が今もある。当時のスコットランドの貴族たちも富裕であった。しかし若いスミスは、その時、「国が富んでいる」ということは、その国民全体の生活水準で見られるべきだ、と考えたのだった。この思想がのちに『国富論』、正しくは「諸国民の富の性質と諸原因に関する一研究」という大著となつて結実したのである。これは二〇〇年以上も昔の話だが、その事情は今も全く変わらない。国民の、現在その圧倒的多数を占める労働者・勤労諸階層の生活こそが経済学の関心事である。貿易黒字がいくらふえようと、それでイコール国が富んでいることなどなりはしないのだ。つまり、ここでマルクスのいう「富」も、私たちが日常に用い、消費する生活手段をは

じめとするいっさいの生産物のことである。ぜいたく品もその一部ではあるが、それはあくまでも一部に過ぎない。私たちの身のまわりにある、人間のつくりだしたあらゆるもののが「社会の富」なのである。

この短い段落のあとに早くも註一がある。「巨大なる商品集積」というのは、マルクス自身の著書『経済学批判』からの引用である、という。マルクスの註のつけ方に関してはエンゲルスが『資本論』第三版への序文でこうのべている。

「最後に、なお一言あまり理解されていないマルクスの引用の仕方について語りたい。純粹に事実上の報告や記述では、たとえばイギリスの青書からの引用は、当然のことだが、単純な典拠として用いられている。しかし、他の経済学者の理論的な意見が引用されるところではちがっている。このばあいには引用は、どこで、いつ、そして誰が、論述の中に現われてくる経済思想を最初に明瞭に語ったかということを、確定するだけにとどめようとしているのである。そのばあい重要なのは次のことである。すなわち、問題となつてゐる経済上の観念がこの学問の歴史にとって重大であるということ、その観念がその時代の経済状態の多少とも妥当な理論的表現であるということ、である。……これらの引用は、本文にたいしてただ経済学の歴史からとってきた標注の役をしている。そして経済的理論の比較的重要な進歩をいちいち、時日と創始者とについて確定していくのである」（岩波文庫、四二頁）。

この註一においてマルクスは、資本主義社会における富が商品の集積という形態で現わされていることをはじめて示したのは他ならぬ自分であることを宣言しているわけである。このことがいかに重大な発見であるかは、この書をよみすすめるにつれてよくわかってくるだろう。はじめて『資本論』を読む人は、マルクスのつけた無数の註に驚き、とつつきにくく感じるであろうが、中にはひじょうに興味深いものもあるので、そういうものについては今後もとりあげて言及したい。

商品は使用価値をもつ

〔2〕商品はまず第一に私たちの肉体・精神の外部に存在する対象（客観的存在、意識の働きによって認識できるもの）、ひとつの物である。それはその属性（もつてゐる性質）によって人間の何らかの欲望を充足させる。その欲望ないし欲求は、食欲のように生理的なものであろうと、知識欲のように精神的なものであろうと、商品の本質を考えるうえでは同じことである。ここではそれを生産手段として、すなわち生活において直接に消費するものとして用いたいのか、あるいはさらに別の生産物をつくるための生産手段として用いたいのかも問題とならない。この違いは、のちに第二巻で「再生産表式」を論じるときには問題となるのだが、ここではまず商品の一般的な性質が考察されるからである。

〔3〕鉄、紙などのような一切の有用物は、弁証法的にみれば質と量の観点からみることができる。たとえば鉄にはいろいろな性質があつて、それを人間はさまざまの用途に利用する。しかしその性質は人間がその歴史のなかで発見してきたものであつた。註二でマルクスがいっているように、磁石が鉄を引きつけるという性質は太古の昔からあつただろうが、人間がそれを発見し利用することによって、磁石のその性質は有用なものとなつたの

である。また、そうした有用物の量をはかる社会的に通用する尺度を見出すことも人間の歴史が行なってきたことである。その尺度ははかられるべきものの性質、たとえば液体か固体かによっても異なるし、習慣によって、日本では重さを貢目ではかり、イギリスではポンドではかったというような相違も生じた。

この段落はマルクスの弁証法的な考え方を私たちによく示してくれる。だが、ここで述べられていることは、以下の段落と直接的な関連性はあまりないようにも思われる。

「4」ひとつ目の有用性を使用価値という。しかし何らかの人間の欲望を充足させるというこの性質は、その物の体と、つまり商品にとっては商品体と切り離すことができないもので、その属性によって規定されるのである。したがって、ある物の有用性が使用価値であるということは、ある商品体自体が使用価値、またはマルクスはあまり使わないが他の経済学用語でいえば財貨である、ということになる。

マルクスは次いでこの使用価値の特徴を六点列記している。

まず第一に、そつした商品体の性格は、その有用性を取得するのにどれほどの労働をするかとは関係なく存在するものである。(これはのちに詳述されるように、商品のもつもうひとつの要素である価値とは対照のことである)

第二に、使用価値を考察するにさいしては、その確定した量が前提とされる。使用価値にはそれぞれの有用性にふさわしい一定の量というものがあるからである。たとえば米は食糧として有用だが米一粒を単位に使用価値を考察するのは適当でない。りんごなら一個だしどうなら一房ということになる。ところで、ここでマルクスは例として「一ダースの時計、一エレの亞麻布、一トンの鉄」と並べているが、一ダースの時計というのはたいへん奇妙に思われる。時計の使用価値はふつう一個で足りるものだからだ。おそらくドイツ語の「時計」という単語が、一時、二時という語と全く同一だから Uhr(時計)ならその定量は二二二一ダースだというマルクスの冗談であろう。

第三に、商品の使用価値についているいろいろ研究するのは「商品学」という学科の課題であって、経済学のそれではない。今日でも大学の商学部にはこの学科があつて、商品全般についてその特産地や品質の区別、特徴などを教えている。昔の貿易商人にとっては必須の知識であり、経済学とは未分化なかたちで特にドイツで発達していた。もっともそうした知識は、註五にあるように、資本主義社会においては、あらゆる買手にいわば法的擬制(実在しないものを法律上実在とみなすこと)として、つまりタテマエとして要求されている。お互いが他の店にいて何を買っていいのかわからなければ商品経済は成立しない。

第四に、商品はくり返し使用されるとか、消費されることによって、その使用価値を実現する。

第五に、富がどのような形態で存在する社会であつても、つまり農奴がつくる小麦も、資本主義的農業労働者がつくる小麦も、社会主义コルホーツがつくる小麦も(品種や農法の改善といったことは別として) 使用価値としては同じものである。使用価値はその社会の生産関係とかかわりなく、富の実体的な内容となつていているのである。

そして第六に、私たちがこれから考察する資本主義社会においては、使用価値が同時に見えない交換価値を、目に見える姿で示すという役割を担っているのである。それについては次のパラグラフ以降詳しく説明がなされている。

(つづく)